

		入居年⇒	2022 (R4) 年	2023 (R5) 年	2024 (R6) 年	2025 (R7) 年
借入限度額	新築住宅・買取再販*1	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円		4,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯 5,000万円【今回改正内容】	4,500万円*4
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯 4,500万円【今回改正内容】	3,500万円*4
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円 子育て世帯・若者夫婦世帯 4,000万円【今回改正内容】	3,000万円*4
		その他の住宅	3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)*2	
額	既存住宅*3	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円			
控除期間	新築住宅	13年（「その他の住宅」は、2024（R6）年以降の入居の場合、10年）				
	既存住宅	10年				
所得要件		2,000万円				
床面積要件		50㎡（新築の場合、2024（R6）年までに建築確認：40㎡【今回改正内容】所得要件1,000万円）				

*1 買取再販で扱われる住宅の取得に係る登録免許税の特例措置の対象となる買取再販物件のみ該当です。

詳しくは、国土交通省HPでご確認ください。

*2 住宅ローン減税の税務署への申請時、確認済証の写しを提出し、2023（令和5）年12月末までに建築確認を受けた住宅であることを証する必要があります。2024（令和6）年6月末までに竣工済の住宅については、省エネ基準に適合しない場合にも特例の適用がある場合があります。

*3 既存住宅は昭和57年以降に建築した住宅（新耐震基準に適合）。左記以外の場合は耐震基準に適合する証明が必要です。

*4 与党税制改正大綱では、令和7年度税制改正にて令和6年と同様の方向性で検討するとされています。